

○新座市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和7年3月31日

告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車用ヘルメットを購入する者に対して新座市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「ヘルメット」とは、自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品の自転車用ヘルメットであって、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが表示されたもの又はこれに相当する安全基準を満たしていると市長が認めるものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、ヘルメットを自ら着用し、又は同一世帯に属する者に着用させるために当該年度に購入したものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入価格（本体価格（消費税及び地方消費税を含む。）に限る。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、ヘルメットを着用する者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

(1) 領収書の写しその他のヘルメットの購入に要した費用の支払が確認でき

る書類

(2) ヘルメットが安全基準を満たしていることを確認できる書類

(3) 住民票の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に購入したヘルメットについて適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。